

通常民事再生の手続費用について (裁判所への納付分)

① 収入印紙1万円（民事再生申立書に貼付します。）

② 予納郵便切手

- ・ 94円×債権者数（再生計画案の書面決議の際、追納必要）
- ・ 84円×20枚
- ・ 10円×40枚

（例）債権者数50名の場合だと、合計6780円となります。

③ 予納金

負債総額	予納金額
1億円未満	250万円
1億円以上 10億円未満	350万円
10億円以上 30億円未満	400万円
30億円以上 50億円未満	450万円
50億円以上 100億円未満	600万円
100億円以上 250億円未満	800万円

(注)以上の内容はあくまでも大まかな目安であり、事件の内容によって増減する場合があります。